

令和2年8月臨時会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和2年度8月補正予算等関係(臨時会関係))

県土整備部

令和2年8月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年7月21日専決)	道路企画課	1
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年8月9日専決)	県土総務課	2
報告第2号	長期継続契約の締結状況について	技術企画課	3

件名	議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年7月21日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年7月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 東伯郡三朝町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金64,680円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和2年4月22日 午前6時5分頃</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡三朝町大字東小鹿地内</p> <p>ウ 事故の状況 和解の相手方が、主要地方道三朝中線を小型乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年8月9日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和2年8月9日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 広島県尾道市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金356,400円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和2年2月5日 午後2時5分頃</p> <p>イ 事故発生場所 日野郡江府町大字江尾地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県西部総合事務所日野振興センター所属の職員が、公務のため軽乗用自動車運転中、工事現場から道路に進入した際、一時停止及び左右の安全確認を怠ったため、左方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

報告第2号

長期継続契約の締結状況について

契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
県土整備部 技術企画課	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町2-2-1番地1 株式会社愛進堂	504,900	令和2年7月1日 ～令和5年6月30日	鳥取県県土整備部 技術企画課